

【犯罪被害給付制度の基本的な性格】

- 犯罪行為により生じた損害を填補する責任は、一義的に加害者が有するものである。
- 原因者の負担ではなく、全額公費の一般財源を引き当てにして支給されるものである。



- ① 財源が公費であり、また、積極的に社会公共のために尽力した結果被災した方への給付である「協力援助者災害給付」を超えることは適当ではない。
- ② 損害賠償責任を根底に置いた原因者負担の他の公的給付制度（例：自動車損害賠償制度、労働者災害補償制度、公害健康被害補償制度等）の支給水準を超えることは適当ではない。

（参考1）昭和55年3月26日衆議院地方行政委員会法務員会連合審査会（中平警察庁刑事局長答弁）

…給付の水準をいかようにするかということは大変むずかしい問題でございますが、この制度というのは本来、加害者側がてん補すべき損害につきまして全額を公費で負担し支給しようという、きわめて例外的な制度であるわけでございます。したがって、損害賠償そのものでございます自動車損害賠償責任の場合と比較することはできないことはもちろんでございますが、損害賠償責任を根底に置いた原因者負担がある他の公的な給付制度、公害健康被害補償などを上回る水準とすることは、現行の体系の中では困難でございますし、また、積極的に社会公共のために尽力した結果被害を受けた、警察官の職務に協力援助した者の災害給付を上回ることもまた適当でない、こういうふうに考えておるわけでございます。こういうことを勘案した上で被害者の救済にできるだけ効果のある額とする、こういうことで決めさせていただいた次第でございます。

（参考2）平成20年3月28日衆議院内閣委員会（泉国務大臣答弁）

この犯給法の性格と申しますか位置づけであるかと思いますが、まず第一点には、やはり、不慮の死を遂げられた方、あるいは遺族、または重傷病を負われた、そして障害が残った方について、本来は加害者が賠償すべきところではありますが、その資力がない、あるいは実効的な損害賠償が得られない、そういうケース、それから労災、労働者災害補償制度その他公的給付制度、そうした救済が受けられない場合、何らかの公的救済制度が要る。

さらに、加害者の処遇改善が図られておる一方で被害者への対応が十分でない、こういう反省の中で、先ほど来お話ございました、長い歴史を持っておりますが、被害者のためにお手伝いをしなければならない、こういう観点でこの制度はつくられた。いわゆる社会の連帯共助の精神に基づいて、国が給付金を支給して犯罪被害者等の被害の軽減を図ることで、国の法制度に対する信頼を確保しよう、そういうことでこの制度はつくられたものと理解をしております。

これまで、この法律ができて以来、その考え方は一貫して法律の中に流れておると考えております。

犯罪被害給付制度と協力援助者災害給付制度の給付水準の関係性

協力援助者災害給付制度は、**何ら協力義務のない一般国民が社会公共のために**以下のような活動を行った結果、災害（被害）を受けた場合に、その災害の程度に応じて、必要な給付を行う制度。

- 警察官からの要請に応じ、協力援助したため災害を受けた場合
- 現行犯人の逮捕、犯罪の被害者の救助に当たり、そのために災害を受けた場合
- 水難事故等の人命救助に当たり、そのために災害を受けた場合

- **警察官がその場にいたら当然に警察官が行ったであろう行為を一般国民が代わって行った**という点を踏まえ、**給付水準は警察官が公務災害を負った場合と同等**とし、下図のとおり公務災害補償制度との均衡を考慮している（**収入が千差万別である協力援助者相互間で著しい格差を生じさせないこと**にも配慮。）。
- **犯罪被害によって災害（被害）を受けた場合、犯罪被害給付制度と協力援助者災害給付制度の適用範囲が重なる場合があるが、協力援助者災害給付制度が優先適用**される。
- 犯罪被害給付制度と協力援助者災害給付制度は、一般財源から支出をしているという点で同様であるが、**協力援助者災害給付制度の対象者は、積極的に社会公共のために尽力している**という点において、**犯罪被害給付制度の対象者よりも手厚く給付が行われている**。

【モデルケース】

- 死亡者：兄13歳（中学生）
- 生計維持関係遺族なし（家族構成：父45歳、母42歳、妹10歳）
- 年収：収入なし

協力援助者災害給付制度が適用される場合

- ① 下校途中、男が女性に暴行している状況を認めたため、**女性を助けようとしたところ**、男に顔面を殴られ転倒し、頭部を強打し死亡。
- ② 海水浴場で男児が溺れているのを発見し、**男児を助けようとして**海に入ったところ高波にさらわれて溺れ死亡。

犯罪被害給付制度のみが適用される場合

- ③ 下校途中、見知らぬ男に背後から背中を刺され死亡。

《協力援助者災害給付制度と公務災害補償制度等との関係》

協力援助者災害
給付制度の
給付内容

国家公務員
災害補償制度の
給付内容

労働者
災害補償制度の
給付内容

公務災害補償制度を参酌
(協力援助法第6条)

労災給付との間の均衡に十分考慮
(国公災法第23条)

【現行支給額】

給付基礎額：8,900円

倍 数：1,000倍

支給額 = 8,900 × 1,000 = **890万円**

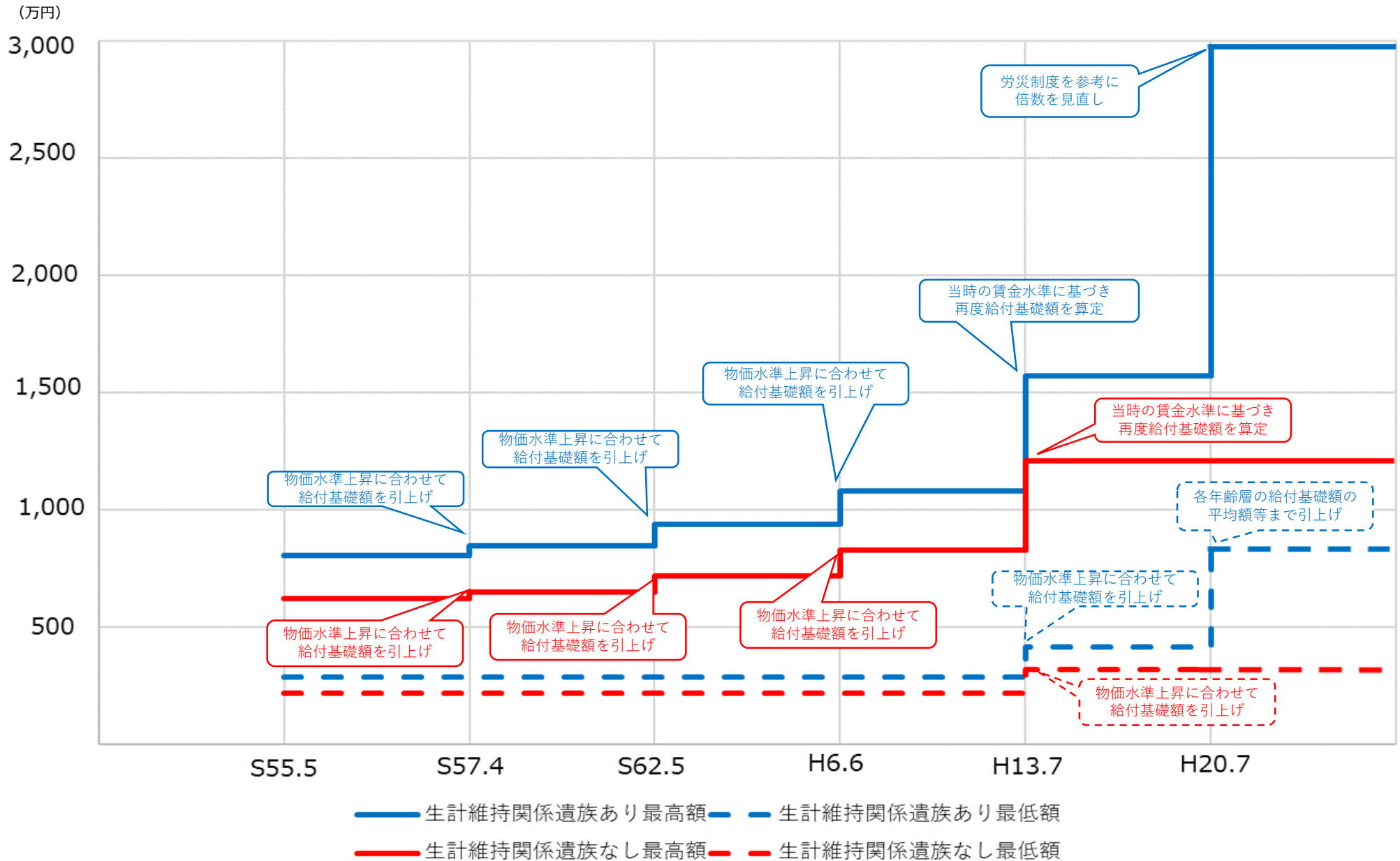
【現行支給額】

給付基礎額：3,200円

倍 数：1,000倍

支給額 = 3,200 × 1,000 = **320万円**

遺族給付金の支給上限・下限の推移

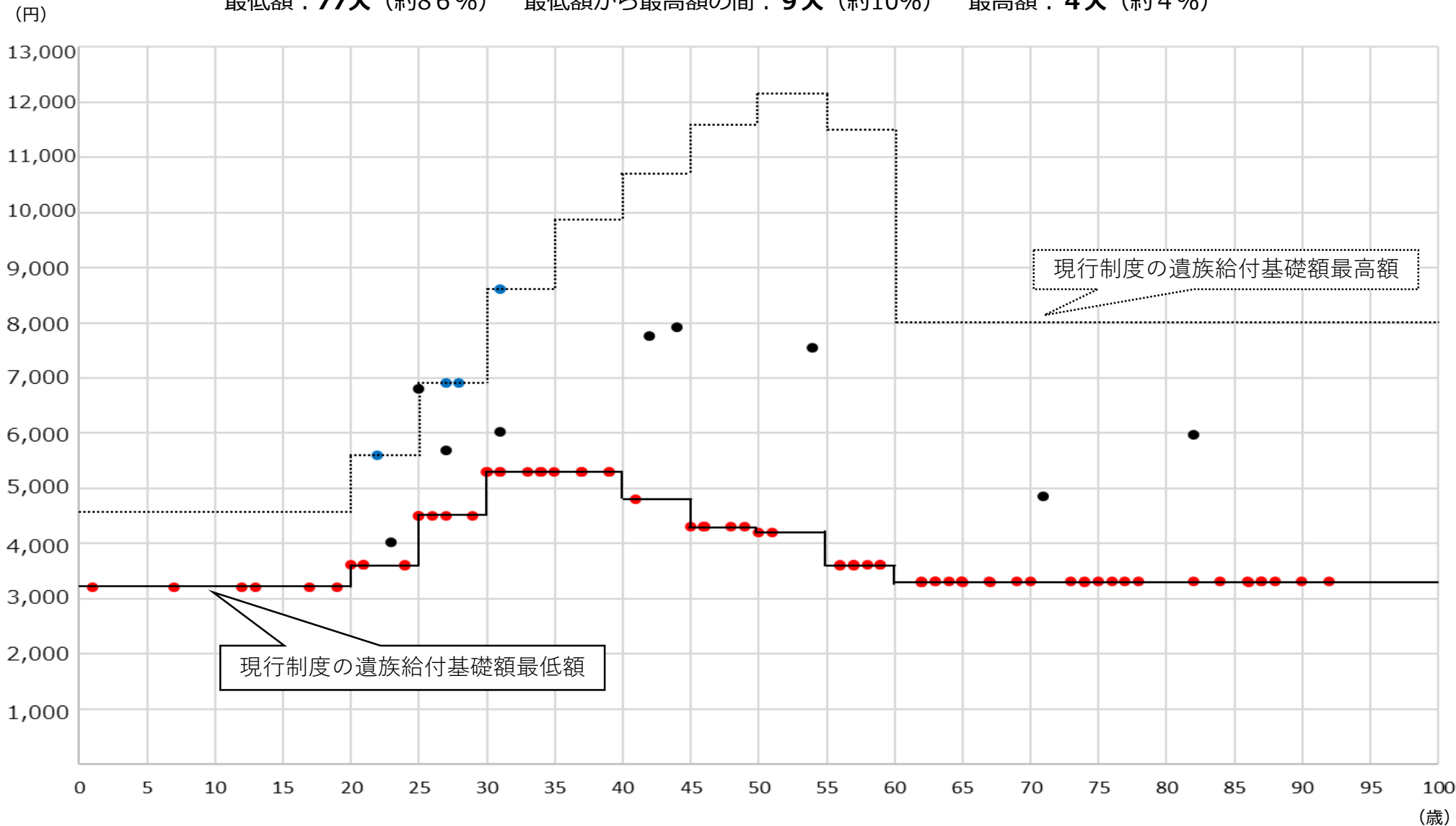


※ これに加え、被害者に8歳未満の遺児がいる場合には加算がある。

令和4年度の遺族給付基礎額の分布状況

● 令和4年度支給裁定に係る被害者90人（生計維持関係遺族なし）の遺族給付基礎額の分布

最低額：77人（約86%） 最低額から最高額の間：9人（約10%） 最高額：4人（約4%）



※ 遺族給付基礎額が最低額となっている者を赤点、最高額となっている者を青点とした。

(歳)